



生活道路除排雪の試験施工を行います

生活道路（住宅街の道路）は地域から要望があった場合、地域と札幌市が費用を負担しあう、パートナーシップ排雪を実施していましたが、生活道路の除排雪作業は多くの課題（地域の費用負担増、冬季の生活道路環境に対する市民ニーズの変化、将来的な除雪従事者減少など）を抱えています。

これらの課題への対策を検討するため、**今冬、清田区ではパートナーシップ排雪を行わず**、札幌市が主体的に、**私道を除く**全ての生活道路の排雪を試験的に行う、「**生活道路除排雪の試験施工**」を実施します。限られた体制の中でどのような作業が可能か検証するものです。

（私道は試験施工の対象外となるので、これまで通りパートナーシップ排雪をお申込み頂けます）

今年度はこのように変わります！

排雪作業	これまで	今年度(試験施工)
作業方法	パートナーシップ排雪制度	公共での排雪
作業幅※	6 m程度	道路幅の6～7割程度を目安
路面の厚さ	10 cm程度	10 cm程度(変更なし)
対象道路	申請のあった生活道路のみ	私道を除く全ての生活道路
地域の費用負担	有り	無し
作業時期	2月上旬～	1月中旬～
回数	シーズン1回限り	道路状況等により追加作業を検討

※8 m道路（車道+歩道）の場合
なお、**除雪作業の出動基準・作業内容は、これまでと変更はありません**
（出動基準：**10cm**を超える降雪など 作業内容：降雪時のかき分け除雪など）

試験施工のポイント

- ・地域から排雪費用をいただくず、公共で排雪作業を実施
- ・降雪状況などに応じ、市主体で効率的に作業工程を管理
- ・作業期間を前倒し、道路状況などに応じた追加作業を検討

地域のみなさまへのお願い

作業の周知方法について

作業効率化のため、降雪や道路状況に応じてエリアや路線ごとの作業予定を清田区HPで周知しますので、ご確認ください。

アンケートにご協力ください

シーズン終了後、無作為抽出した一部の方などを対象にアンケート調査を実施予定です。

作業の予定はこちらから→



試験施工の詳細はこちら→



今冬も札幌市の除排雪作業にご協力願います



道路への雪出しはやめましょう!

敷地内の雪を道路へ出すのは事故や渋滞の原因となり、大変危険です。また、除雪作業の支障にもなります。
※道路交通法や道路法でも道路への雪出しは禁止されています。

路上駐車はやめましょう!

路上駐車があると除雪車が作業できません。除雪ができないと、安全に通行ができなくなります。向かいの家に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さんに迷惑がかかります。



ゴミ出しは収集日の朝に!

ごみは収集日の朝8時30分までにゴミステーションへ出しましょう。前日の夜に出されたごみは、除雪作業の妨げとなります。ごみが道路に散らばってしまうこともあります。

公園を雪置き場として利用するためには・・・

札幌市では、原則、公園を雪置き場として利用することを**禁止**しています!



公園を雪置き場とする場合は・・・



町内会 覚書 札幌市
公園を雪置き場として利用するには、町内会と市で「覚書」を交わす必要が有ります。

雪の置き場所にご理解・ご協力をお願いします

- 道路がザクザクになったときには、路面の圧雪を削る作業(路面整正)を実施します。
- 路面整正の作業では、重たい雪や固い雪の塊が発生しますが、出入口前には極力その雪を置かないよう作業します。
- このため、出入口以外の道路脇等に堆雪せざるを得なく、民間排雪やロードヒーティングの場所などにも雪を置くことになります。
- タイミングによっては、個人で排雪や融雪を行った直後のきれいになった場所にも置くことになりますが、ご理解のほどお願いします。

整正作業による雪置き場所のイメージ



編集・発行

札幌市清田区土木部維持管理課

〒004-8616 清田区平岡2条4丁目1番40号

TEL 888-2800 / FAX 884-6474

<https://www.city.sapporo.jp/kiyota/doboku/>

さっぽろ市
02-Q2-25-1099
R7-2-821

